

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部都市計画課公園係
内線番号	5272

No.	項目	内容
①	処分名	行為許可事項の変更許可
②	法令名	京都府都市公園条例
③	法令番号	昭和33年京都府条例第16号
④	根拠条項	第8条第4項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:土木事務所長)
⑥	法令の定め	<p>第8条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 案内業若しくは写真業を営み、又は業として映画を撮影すること。</p> <p>(3) 集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を使用すること(別表の1に掲げる公園施設を使用して開催する場合を除く。)</p> <p>4 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府都市公園条例第3条 ・京都府都市公園条例第7条 ・京都府都市公園条例第8条 <p>〔 <その他運用基準> 京都府の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン 〕</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)14日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	都市計画課(075-414-5272)
⑬	備考	